

## 令和3年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和3年5月27日瑞穂町教育委員会第5回定例会が庁舎1階小ホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 小峰 芳行 君 ・ 学校教育課長 大澤 達哉 君 ・ 教育指導課長 小熊 克也 君

・ 社会教育課長 佐久間 裕之 君 ・ 図書館長 町田 陽生 君

庶務係長（事務局） 鳥海 仁 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長 業務報告

- 日程第3 議案第17号 「令和3年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について
- 日程第4 議案第18号 瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱について
- 日程第5 議案第19号 瑞穂町青少年委員の委嘱について
- 日程第6 議案第20号 議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について  
(瑞穂町図書館改修工事請負契約の変更契約)
- 日程第7 議案第21号 令和3年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第8 報告事項1 臨時代理の報告について(令和3年度一般会計補正予算(第3号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について)

開会 午前9時00分

鳥海教育長 おはようございます。定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。ただいまの出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年瑞穂町教育委員会第5回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により教育長において、4番、村上委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第2、教育長業務報告を行います。報告については、別紙記載の通りです。何かご質問はございますでしょうか。

うか。

鳥海教育長 ないようですので、業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第3、議案第17号、「令和3年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第17号については、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定により、下記の者を有識者として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、田中 洋一、濱野 裕美、今井 敬。住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は、令和3年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書【令和2年度対象事業分】作成までです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第17号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第17号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第18号、瑞穂町いじめ問題調査委員会委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第18号については、瑞穂町いじめ問題調査委員会条例第5条の規定により、下記の者を委員として委嘱

したいので、本案を提出するものです。

いじめに関する重大事態が発生した場合に、速やかに委員会を開催し、調査を行う必要があります。既に委嘱した3名の他に、有識者枠として新たに1名上程します。

氏名、池谷 典子。住所及び生年月日等は記載の通りです。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までです。なお、残りの委員については、現在選考中です。候補者を選考出来次第、議案上程します。

以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長  
鳥海教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件でありますので、討論を省略いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第18号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長

日程第5、議案第19号、瑞穂町青少年委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第19号については、瑞穂町青少年委員に欠員が生じているため、瑞穂町青少年委員の設置及び委員の報酬に関する条例第3条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、佐藤 照美。住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は、令和3年6月1日から令和4年3月31日までです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長      ないようですので、質疑を終結いたします。  
人事案件でありますので、討論を省略いたします。  
それでは、お諮りいたします。議案第19号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。  
    （「異議なし」の声）  
ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長      日程第6、議案第20号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町図書館改修工事請負契約の変更契約）を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長      議案第20号については、瑞穂町図書館改修工事において、躯体補修工事及び土壌入替え工事を追加する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。詳細については、図書館長が説明します。

図書館長      ご説明いたします。恐れ入りますが、1枚おめくりください。瑞穂町図書館改修工事請負契約の変更契約についての議案を、令和3年6月の議会定例会に提出します。変更内容ですが、令和2年12月21日議決により契約した、瑞穂町図書館改修工事請負契約について変更するもので、契約金額、金5億9,070万円を金5億9,721万2,000円に改めるものです。

    なお、変更契約に必要な補正予算については、報告事項1、臨時代理の報告のとおり、令和3年第1回臨時会で議会の議決をいただいています。

    1枚おめくりいただき、A3サイズの添付資料をご覧ください。

    瑞穂町図書館改修工事を進めていく過程で、建物の構造躯体にクラック（ひび割れ）等と、増築する敷地の土

壤中に、ガラ等の建設廃材、具体的には、建物の基礎に使われたと思われる、コンクリート片、砕石、玉石などの混入が確認されました。どちらも、設計変更により、クラック補修や土壌入替えに必要な工種を追加させていただくものです。

添付資料、左側半分で、実際の現場写真による「補修等箇所の一例」からご説明いたします。凡例に記載がございますが、赤色の線でクラックの位置を、赤色の着色で土壌入替え範囲を示しています。

上から1段目、左側の写真は、既存東棟1階の内壁です。1段目、右側の写真は既存東棟2階の天井です。2段目、左側の写真は、既存西棟1階の外壁です。2段目、右側の写真は、既存西棟2階の梁です。3段目の写真は、2枚とも土壌中からガラ等の埋設物が露出した範囲を示しています。

左側の写真が、既存東棟と西棟の間に増築する場所です。改修後は、開架書架やエレベーターが設置される場所です。右側の写真が、既存西棟から増築する北棟の支柱が設置される場所で、写真奥側が瑞穂中学校の校庭です。自然の中の新たな開架書架として「北棟」が増築される場所です。

添付資料の右側をご覧ください。「変更契約による補修等の概要」をご説明いたします。1、2、ですが、ふれあいセンター側の既存東棟1階、2階、山林側の既存西棟1階、2階のコンクリート躯体を補修します。内容は内部、外部のクラック補修です。

工法及び数量ですが、既存東棟については、樹脂を入れた注入用器具を、クラックに取り付けて、樹脂をクラック内に注入し、固まるまで養生する、「樹脂注入工法」で数量は72メートル分となります。クラックに沿って「U型」に10から15ミリメートルの深さの溝を掘り、シーリング材と呼ばれる充填材を充填し、養生する、「Uカット充填工法」で154メートル分のクラックを補修します。

既存西棟については、「樹脂注入工法」で51メートル分と、「Uカット充填工法」で45メートル分のクラックを補修します。なお、クラックの主な原因は、経年劣化による、コンクリートの収縮により生じたものと考え

られます。3、土壌入替え作業では、80立方メートル分のガラ等混入土を適正に処分し、同量の良質土と入れ替える作業を行います。

「樹脂注入工法」と「Uカット充填工法」の施工フローは記載のとおりで、いずれも、コンクリート躯体の補修工事で、一般的に採用される工法です。点線の四角い囲いの中に、2つの工法の標準的な施工方法を示す「施工標準図」を掲載いたしました。ご確認いただけたらと存じます。なお、本変更契約による工期の遅延や、改修後の建物の安全性や仕上りに影響はございません。以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第20号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。

鳥海教育長 それでは、お諮りいたします。議案第20号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第7、議案第21号、令和3年度一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第21号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和3年度一般会計補正予算(第5号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細をご説明します。まず、歳入ですが、ナンバー1、「スタディアシスト事業補助金」は、地域学校協働本部スタディアシスト事業に係る補助額の増です。ナンバー2、「オリンピック・パラリンピック教育推進校委託金」は、小・中学校全校がオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定されたことから、予算化します。

裏面をご覧ください。歳出になります。ナンバー1、2は、関連があります。ナンバー1、地域学校協働本部等謝礼は、歳入の地域学校協働本部スタディアシスト事業に係る補助額の増額により、謝礼から委託料への振り替えにより減額し、ナンバー2、地域学校協働本部スタディアシスト事業委託料として追加するものです。ナンバー3からナンバー5は、オリンピック・パラリンピック教育推進校に小・中全7校が指定されたことから、「講師謝礼」、「委託料」及び「備品」を予算化するものです。以上、提案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。

鳥海教育長 これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 地域学校協働本部スタディアシスト事業委託料は、具体的にどのようなものに使われるのでしょうか。

教育指導課長 スタディアシストは元々が東京都の事業であります。町では、地域学校本部事業の中学3年生にあてる事業とします。具体的には、現在の地域学校協働本部事業「学びのテーマパーク」の対象が小学4年生から中学2年生になっています。受験に向けてのケアの点からも中学3年生を対象と考えています。

関谷委員 従来「学びのテーマパーク」の中に中学3年生対象のスタディアシストが新設されたということですが、人材はどういった方を想定していますか。

教育指導課長 地域学校協働本部「学びのテーマパーク」では、地域の方を中心として学習支援をしておりましたが、スタディアシストでは塾講師を招へいし、より受験対策に特化して指導いただく形をとりたいと考えています。

鳥海教育長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、これより議案第21号に対する討論を行います。



（「討論なし」の声）

討論なしと認めます。

鳥海教育長 それでは、お諮りいたします。議案第21号を原案どおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案どおり、可決されました。

鳥海教育長 日程第8、報告事項1、臨時代理の報告について（令和3年度一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。教育部長より、説明を求めます。

教育部長 報告事項1については、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和3年度一般会計補正予算（第3号）の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、異議がない旨同意したものです。

なお、本補正予算は令和3年5月12日、令和3年第1回議会臨時会において議決されています。

図書館改修工事において、予算措置の必要が生じたことに伴う、工事監理委託料及び工事費の増額です。内容については、議案第20号で説明したとおりです。以上で説明を終わります。

鳥海教育長 以上で説明は終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

鳥海教育長 ないようですので、委員にはさようご了承願います。

鳥海教育長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時23分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員